

計画作成年度	令和 4 年度
計画主体	大石田町

大石田町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 大石田町産業振興課

所 在 地 山形県北村山郡大石田町緑町 1 番地

電 話 番 号 0237-35-2111（内線 142・143）

F A X 番 号 0237-35-2118

メールアドレス nouseigakari@town.oishida.yamagata.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ツキノワグマ・イノシシ・ニホンジカ・ハシボソガラス・ハシブトガラス・ハクビシン・ウサギ・カワウ・サギ類
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	山形県大石田町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和2年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害面積(ha)	被害金額(千円)
ツキノワグマ	人身被害	0件	—
	野菜（すいか）	0.15	1,080
イノシシ	水稲・そば	2.60	3,042
ニホンジカ	被害なし	—	—
ハシボソガラス ハシブトガラス	野菜（すいか）	0.10	720
ハクビシン	野菜（すいか）	被害が見られるが小規模のため、計上するに至らない。	被害が見られるが小規模のため、計上するに至らない。
ウサギ	果樹（おうとう）	被害が見られるが小規模のため、計上するに至らない。	被害が見られるが小規模のため、計上するに至らない。
カワウ	魚類（鮎・ハヤ）	被害が見られるが小規模のため、計上するに至らない。	被害が見られるが小規模のため、計上するに至らない。
サギ類	水稲	被害が見られるが小規模のため、計上するに至らない。	被害が見られるが小規模のため、計上するに至らない。
	魚類（鮎・ハヤ）	被害が見られるが小規模のため、計上するに至らない。	被害が見られるが小規模のため、計上するに至らない。

(2) 被害の傾向

○ツキノワグマ
現在、人的被害は確認されていないが、農作物への被害が確認されている。今後も山林侵入時や住宅地出没などからの人的被害が懸念される。

○イノシシ
農地への侵入による作物の踏み荒らしや、畦畔等の破壊による被害が急速に拡大しており、今後も被害範囲の拡大が懸念される。
○ニホンジカ
近年、町内で目撃情報や痕跡の確認が増加しており、今後の被害発生が懸念される。
○ハシボソガラス・ハシブトガラス
町内全域でスイカを中心とした野菜などの畑作物被害があり、収穫までの間に被害が集中している。
○ハクビシン
町内全域でスイカを中心とした野菜などの畑作物に小規模な被害が発生している。また、民家の天井裏に侵入し、糞尿・騒音等の生活被害が発生している。
○ウサギ
町内南西地区において、果樹の木の皮をかじるなどの作物の生育に影響を及ぼす小規模な被害が発生している。
○カワウ
鮎・ハヤ・カジカ等への小規模な被害が発生している。被害区域は、最上川・丹生川流域が主となっている。
○サギ類
水田に生息するオタマジャクシ等を食べる際に、稲を踏み倒すなどの小規模な被害が発生している。
また、鮎・ハヤ・カジカ等への小規模な被害が発生している。被害区域は、最上川・丹生川流域が主となっている。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和2年度）		目標値（令和6年度）	
	被害金額(千円)	被害数値(ha)	被害金額(千円)	被害数値(ha)
ツキノワグマ	人身被害 1,080	0件 0.15	人身被害 810	0件 0.12
イノシシ	3,042	2.60	2,340	2.00
ニホンジカ	—	—	—	—
ハシボソガラス ハシブトガラス	720	0.10	720	0.10

指標	現状値（令和２年度）		目標値（令和６年度）	
	被害金額(千円)	被害数値(ha)	被害金額(千円)	被害数値(ha)
ハクビシン	—	被害が見られるが小規模のため、計上するに至らない。	—	被害が見られるが小規模のため、計上するに至らない。
ウサギ	—	被害が見られるが小規模のため、計上するに至らない。	—	被害が見られるが小規模のため、計上するに至らない。
カワウ	—	被害が見られるが小規模のため、計上するに至らない。	—	被害が見られるが小規模のため、計上するに至らない。
サギ類	—	被害が見られるが小規模のため、計上するに至らない。	—	被害が見られるが小規模のため、計上するに至らない。
合 計	4,842	2.85	3,870	2.22

（４）従来講じてきた被害防止対策

取組内容	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・鳥獣保護管理法に基づく有害鳥獣捕獲を実施してきた。 ・捕獲においては、銃器及び捕獲用檻で実施している。	・捕獲体制は、従来猟友会会員により行われてきた。高齢化や担い手不足により、会員不足が生じている。
防護柵の設置等に関する取組	・地域の自主的な取り組みを指導している。 ・イノシシ被害の増大に伴い、一部の地区で試験的に侵入防止柵の整備を実施した。	・被害発生地域での地域ぐるみで検討会を行う。 ・被害が拡大している地域については、侵入防止柵の整備を推進していく。
生息環境管理その他の取組	・放任果樹や残果の処理等について説明、指導してきた。	・地域ぐるみでの被害対策を進めるため、地域の意識の醸成と知識の普及をしていく必要がある。

（５）今後の取組方針

これまで目撃情報が少なかったイノシシが町内においても多く確認されるようになり、併せて、水稻、そば等の農作物被害や、畦畔の破壊等の農地被害が多発している。

また、クマなどの大型鳥獣も変わらず確認されており、作物被害や人的被害が懸念される。

町内において、猟友会の高齢化や担い手不足が生じているため、住民の要請に迅速に対応することができなくなることから、狩猟者の確保・育成を進めていく。

併せて、侵入防止柵の整備を進めていくことで、農作物被害の拡大防止を図っていく。

また、効果的な被害防止対策を行うために地域が主体となって取り組むことが重要となるので、地域ぐるみで対策を行うよう啓発を促す。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

銃・わな・ライフル銃による捕獲を、大石田町鳥獣被害防止協議会と鳥獣被害対策実施隊とが、連携しながら行っていく。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 4 年度	ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ ハシボソガラス ハシブトガラス ハクビシン ウサギ カワウ サギ類	被害が多い地区の捕獲方法の検討・研修会の実施 被害者における狩猟免許取得の誘導 広報を利用した狩猟に関する情報提供
令和 5 年度	ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ ハシボソガラス ハシブトガラス ハクビシン ウサギ カワウ サギ類	被害が多い地区の捕獲方法の検討・研修会の実施 被害者における狩猟免許取得の誘導 広報を利用した狩猟に関する情報提供

令和 6 年度	ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ ハシボソガラス ハシブトガラス ハクビシン ウサギ カワウ サギ類	被害が多い地区の捕獲方法の検討・研修会の実施 被害者における狩猟免許取得の誘導 広報を利用した狩猟に関する情報提供
------------	---	---

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
各鳥獣とも現状の被害は少ないが、今後近隣市町村からの侵入による増大が懸念されるため、山形県第13次鳥獣保護管理事業計画、山形県ツキノワグマ管理計画、第2期山形県イノシシ管理計画及び県ニホンジカ管理計画に基づき、被害状況に応じた捕獲を行っていく。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ツキノワグマ	山形県ツキノワグマ管理計画による	山形県ツキノワグマ管理計画による	山形県ツキノワグマ管理計画による
イノシシ	30頭	30頭	30頭
ニホンジカ	2頭	2頭	2頭
ハシボソガラス ハシブトガラス	20羽	20羽	20羽
ハクビシン	10匹	10匹	10匹
ウサギ	20羽	20羽	20羽
カワウ	20羽	20羽	20羽
サギ類	30羽	30羽	30羽

捕獲等の取組内容
錯誤捕獲のないように留意しながら、銃器及びわなの捕獲方法を実施し、併せて捕獲向上に向けた体制を整備する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
わなによる捕獲等が効果的でない場合、広範な地域での捕獲等ライフル銃を使って捕獲することが効果的である場合に使用し、捕獲向上に向けた体制を整備する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
大石田町	イノシシ ニホンジカ ハクビシン カワウ サギ類

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ	電気柵 10 km	電気柵 5 km	電気柵 5 km

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ	設置地区に対する侵入防止柵の維持管理指導	設置地区に対する侵入防止柵の維持管理指導	設置地区に対する侵入防止柵の維持管理指導

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

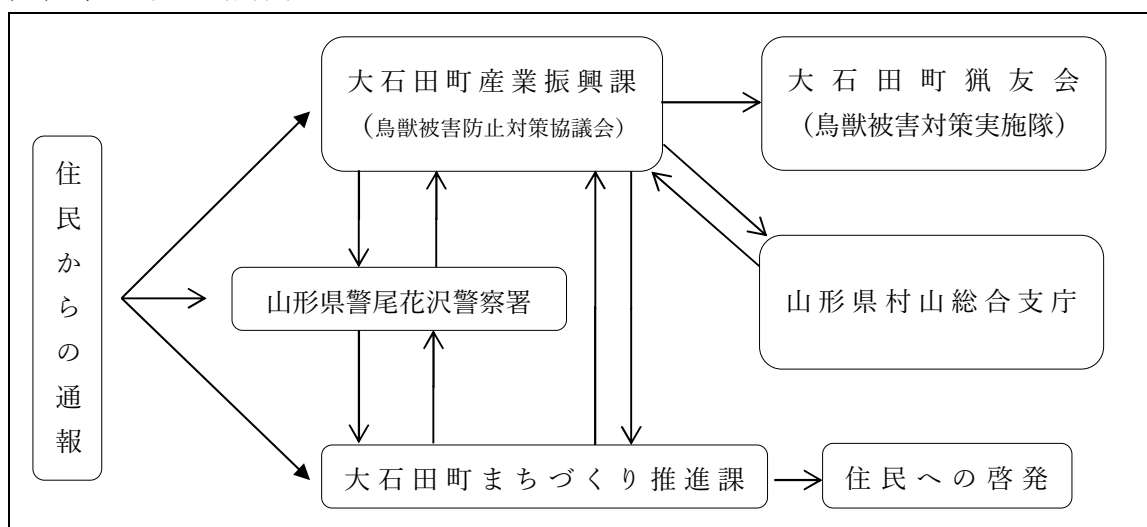
年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度 ～ 令和6年度	ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ ハシボソガラス ハシブトガラス ハクビシン ウサギ カワウ サギ類	広報・チラシ・看板による啓発 説明会の実施 鳥獣被害調査の分析 捕獲時の協力体制の整備 カワウ・サギ類の追い払い活動

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
大石田町産業振興課	情報収集・関係機関への連絡調整
大石田町まちづくり推進課	情報収集・住民への啓発
大石田町猟友会	鳥獣捕獲の実施
山形県警尾花沢警察署	銃刀法に基づく安全管理指導

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

焼却及び埋設による適正な処分

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

利用方法	取組内容
食品	
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(2) 処理加工施設の取組

特記事項なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

特記事項なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

【協議会の名称】大石田町鳥獣被害防止対策協議会	
構成機関の名称	役割
みちのく村山農業協同組合 大石田営農センター	農業者の被害状況把握と調整
大石田町猟友会	有害鳥獣の捕獲の実施と情報提供
山形県農業共済組合	農作物被害状況の情報収集 各地域からの意見収集
山形県村山総合支庁 北村山農業技術普及課	有害鳥獣の習性等の専門知識 捕獲体制に対する助言
大石田町農業委員会	農作物被害状況の情報収集 各地域からの意見収集
大石田町産業振興課	有害鳥獣捕獲に関する事務 協議会の事務運営 各種機関との連絡調整 鳥獣被害調査全般

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
山形の野生動物を考える会	地域の実情にあった効果的かつ効率的な被害防止対策に関する助言・指導
サル・イノシシ・クマ等農作物被害対策協議会 (山形県村山総合支庁管内)	管内各地域の被害状況を踏まえ、総合的な対策について協議。さらに情報交換等により連携強化を図る。
丹生川漁業協同組合	漁業権設定区域を巡回し、関連情報の提供を行い、連携強化を図る。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成26年度より設置。町長が任命した職員及び大石田町猟友会会員で組織し、対象鳥獣の捕獲、追い払い等被害防止策の普及推進を図る。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

鳥獣被害対策実施隊による現行の捕獲体制を継続し、追い払い活動の体制強化を図る。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

特筆事項なし